

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇規則 農業委員会等補助金交付規則

◇告示 土地改良事業計画の縦覧

土地改良事業計画の縦覧

土地改良事業計画の縦覧

土地改良事業計画の縦覧

土地改良区定款変更認可

建設業者の変更登録

建設業者の変更登録

漁業の免許

炭そ予防注射等の実施

豚移入禁止区域の指定

土地改良区役員の就任

土地改良区設立認可

土地改良区設立認可

規 則

農業委員会等補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第六十一号

農業委員会等補助金交付規則

(目的)

第一條 この規則は、知事が農業委員会および農業会議
の組織および運営に要する経費に対して、予算の
範囲内において、市町村および鳥取県農業会議（

土地改良区設立認可
土地改良区設立認可
土地改良事業計画の縦覧

◇教委告示 定例教育委員会の招集

◇公告 二級建築士資格試験の合格者

県有林立木の一般競争入札

以下「団体」という。に交付する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。
(交付の申請)

第二條 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類正副二部を、知事が定める期日までに提出しなければならない。

一、補助金交付申請書(第一号様式)

二、事業計画書(第二号様式)

三、収支予算書(第三号様式または第四号様式)

四、その他知事が必要と認める書類

(変更の承認申請書)

第三條 補助金の交付を受けた団体が、前条に掲げる書類に重要な変更を加えようとするときは、次に掲げる書類を添えて、知事の認可を受けなければならない。

一、計画変更申請書(第八号様式)
二、計画変更理由書

三、変更事業計画書(第二号様式)
四、変更収支予算書(第三号様式または第四号様式)
(状況報告)

第四條 補助金の交付を受けた団体は、毎年十一月一日現在における事業の実施状況報告書を、第五号様式により作成し、十一月十日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第五條 補助金の交付を受けた団体は、次に掲げる書類を正副四部作成し、翌年五月十五日までに知事に提出しなければならない。

一、事業実績報告書(第六号様式)

二、事業成績書(第七号様式)

三、収支精算書(第三号様式または第四号様式)

(補助金の返還)

第六條 知事は、補助金を交付した団体が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の全部または

は一部の還付を命ずることがある。
一、この規則に違反したとき。
二、事業の実施方法が不相当であるとき。
三、補助金の交付に附した条件に違反したとき。

附 則
1、この規則は公布の日から施行する。
2、農業委員会施設負担金交付規程(昭和二十六年八月鳥取県告示第三九四号)は、廃止する。

(第1号様式)
文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 何 某 (または農業会議会長何某) 印

鳥取県知事あて

昭和 年度農業委員会等補助金交付申請書

昭和 年度における、農業委員会(または農業会議)に要する経費の補助金

円の

交付を受けたいので農業委員会等補助金交付規則第2条の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

(第2号様式)

〇〇農業委員会(農業会議)事業計画書

1、事業の目的

2. 事業の内容

(1) 農業委員会

(イ) 委員 員

委員 会 数	選 挙 委 員 数	選 任 委 員 数	総 数	備 考
委員会	人	人	人	

(ロ) 職 員

番号	氏 名	性別	年令	専 任 兼 任		年間給与額 円	備 考
				専 任	兼 任		

(注) ① 本務の欄は、他の職員が農業委員会を兼務している場合の本務職名を兼務の欄は農業委員会の職員が他の職員を兼務している場合の兼務職名を記入すること。
なお専業別欄には専任職員であれば○印兼任職員であれば△印を附すること。

(2) 農業会議

(イ) 会 議 員

総 数	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
人	人	人	人	人	人	人

(ロ) 職 員

番号	氏 名	性別	年令	担当事務	補助、非補助の別	専 兼 別		給与額 (月額)	備 考 (前歴その他)
						専 業	兼 務		

(注) 「補助、非補助の別」欄には補助職員は○印を非補助職員は△印を附し、また専業別欄には専任職員は○印兼任職員は△印を附すること

(イ) 調査事業実施の方法

(ロ) 教育情報事業実施の方法

(第3号様式)

収 支 予 算 (精 算) 書

収入の部

(単位円)

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業委員会費					
県補助金					
市町村費					

支出の部

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業委員会費					
委員手当					
職員給与					
職員特別手当					
職員旅費					
事務費					

(第4号様式)

収 支 予 算 (精 算) 書

(単位円)

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業会議費					
県補助金					
その他					

支出の部

区分	本年度予算額 (精算)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農業会議費					
会議員手当					
会議員旅費					
職員給与					
職員特別手当					
職員旅費					
事務費					
事業費					

(第5号様式)
文書番号

昭和 年 月 日
市町村長 何某 (または農業会議会長何某)

㊦

鳥取県知事あて

昭和 年 月 日 年度農業委員会等補助金事業状況報告書

昭和实施状況を農業委員会等補助金交付規則により下記のとおり報告します。

1、農業委員会

(イ) 委員

記

委員会数	選挙委員数	選任委員数	総数	備考
人	人	人	人	

(ロ) 職員

定数	実人員	同左内訳			備考
		専任	兼任	任	
人	人	人	人	人	

1、農業会議

(イ) 会議員

総数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	号
人	人	人	人	人	人	人	人

(ロ) 職員

実人員	補助職員	同左内訳			担当事務
		職	氏名	年齢	
		計			
人	人				

(イ) 調査事業の実施状況

(ロ) 教育情報事業の実施状況

(第6号様式)

文書番号

鳥取県知事あて

昭和 年 月 日
市町村長 何某 (または農業会議会長何某)

⑩

昭和 年度農業委員会等実績報告書

昭和 年 月 日付鳥取県受農政第 号指令にもとづいて別紙事業成績書および
收支精算書のとおり事業を実施したので農業委員会等補助金交付規則により報告します。

(第7号様式)

〇〇農業委員会(農業会議)事業成績書

1 事業目的

2 遂行実績

(1) 農業委員会

(イ) 委員

委員会	委員数	選挙委員数	選任委員数	総数	備考
委員会	人	人	人	人	

(イ) 職員

番号	氏名	性別	年齢	専任業務		年間給与額	備考
				本務	兼務		

(注) 記載要領は事業計画書に準じて記載すること。

(ロ) 会議開催

区分	開催回数												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農地関係(イ)													
食糧関係(ロ)													
農業振興計(ハ)													
農産改良関係(ニ)													
その他(ホ)													
上記を併せて(ヘ)													
上記を併せて(ヘ)													

(注) (イ)については(イ)回 (ロ)は(ロ)回 (ハ)は(ハ)回 (ニ)は(ニ)回 (ホ)は(ホ)回 (ヘ)は(ヘ)回

(四) 農 地 関 係

区 分	年度当初		本年度中		年度末		備 考
	件数	対象面積 畝	件数	処理面積 畝	件数	残存面積 畝	
農 地 買 収							
農 地 売 渡							
登 記							
交 換 分 合							
土 地 改 良 区							
自作農創設維持資金							

(五) 取扱った事務件数

区 分	行 っ た 処 分		お 上 げ		行 為	備 考
	買 収	売 渡	登 記	承 認		
農 地 法 関 係						
権 利 移 動 制 限						
転 用 制 限						
転用のための権利移動制限						
所 有 制 限						

(一) 振興計画および農業改良

貸借解約制限								
その他								
小 作 調 停								
交 換 分 合								
総 合 計 画								
農 業 改 良								
自作農創設維持資金								

区 分	今年度において重点的 に行つた事項	今後重点的に考えるべ き事項	今年度に要 した経費 円	備 考
振 興 計 画				
農 業 改 良				

(二) 経 費

区 分	予 算 額	精 算 額			備 考
		総 額	県補助額	市町村負担額	
委 員 関 係 費					

職員関係費	
事務費	
事業費	
合計	

(2) 農業会議

(イ) 会議員

総数	1号	2号	3号	4号	5号	6号
人	人	人	人	人	人	人

(ロ) 職員

番号	氏名	性別	年齢	担当事務	補助の別	専兼別		給与額 (月額)	考慮その他
						専	兼 兼務の場合の勤務先		

(注) 記載要領は事業計画書に準じて記載すること

- (イ) 調査事業実施の方法
- ロ 教育情報事業実施の方法

(イ) 会議開催状況

議題別 月	法第40条第1項関係			その他	左欄の主要議題名
	農地法	倉庫管理法	土地改良法		
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

(イ) 農地法関係事務処理件数

区 分	処 理 件 数	処 理 面 積
転 用 の 制 限	件	畝
転用のための権利移動の制限		
買貸借の解約等の制限		
計		

(第8号様式)

文書番号

昭和 年 月 日

市町村長 何某 (または農業会議会長何某)

印

鳥取県知事あて

昭和 年度農業委員会等補助金交付変更申請書

昭和 年 月 日付鳥取県受農政第 号指令にもとづいて事業実施中のところ別紙理由書のとおり変更したので、関係書類を添え認可下さいますようお願いいたします。

告 示

鳥取県告示第三百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七條第一項の規定により、日野郡江府町御机、岡照雄外十四人の者から御机土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款について、詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称

⌒ 土施改良事業計画書の写

⌒ 定款の写

二、縦覧の期間

昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで

三、縦覧の場所

江府町役場

四、異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八條第一項の規定により、由良町桜池土地改良区から新たに行おうとする土施改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土施改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二、縦覧の期間
昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで

三、縦覧の場所
東伯郡由良町役場

四、異議の申立
利害關係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて、知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により東伯郡由良町妻波、坂本和章外十五人の者から池田土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称
（一）土地改良事業計画書の写
（二）定款の写

二、縦覧の期間
昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで

三、縦覧の場所
東伯郡由良町役場

四、異議の申立
利害關係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、北条川土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたの

で 当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二、縦覧の期間
昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで

三、縦覧の場所
東伯郡北条町役場

四、異議の申立
利害關係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、由良町桜池土地改良区の定款変更について、昭和三十一年八月二十八日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月十七日変更登録した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録（七）第八二号	昭31・0・12	有限会社大東組	米子市車尾	（新）大東美雄
				（旧）大東利英

鳥取県告示第三百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年八月二十二日変更登録した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 三二六五号	昭31.5.6	山喜建設株式 （新） 会社	鳥取市片原一丁目三九	山本幸三郎
		山本建設株式 会社	鳥取市瓦町四	山本幸三郎

鳥取県告示第三百九十九号

昭和三十一年九月一日次のとおり海面における漁業の免許をした。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

その一

一 漁場計画の公示番号

昭和三十一年十月鳥取県告示第二百八十三号

二 漁業権者住所氏名

鳥取県境港市外江町参千六百貳拾九番地

三 漁業協同組合

外江漁業協同組合

四 漁業権の種類

区画漁業権

五 漁業権の番号

海区第四号

六 漁場の位置及び区域

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその一の内容のとおり

七 漁業の種類及び漁業の時期

右に同じ

八 存続期間

昭和三十一年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

九 条件制限

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその一の内容のとおり

その二

一 漁場計画の公示番号

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号

二 漁業権者住所氏名

代表者 鳥取県境港市外江町参千五百四拾五番地

古 徳 安 治

三 漁業権の種類

区画漁業権

四 漁業権の番号

海区第五号

五 漁場の位置及び区域

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその二の内容のとおり

六 漁業の種類及び漁業の時期

右に同じ

七 存続期間

昭和三十一年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

八 条件制限

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁

その三

一 漁場計画の公示番号

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号

二 漁業権者住所氏名

代表者 鳥取県境港市外江町参千六百貳拾九番地

外江漁業協同組合

三 漁業権の種類

区画漁業権

四 漁業権の番号

海区第六号

五 漁場の位置及び区域

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその三の内容のとおり

六 漁業の種類及び漁業の時期

右に同じ

七 存続期間

昭和三十一年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

八 条件制限

昭和三十一年七月鳥取県告示第二百八十三号による漁場計画の中のその三の内容のとおり

九月 八日	米子市旧巖村日吉津村	巖村
九月 十日	米子市旧五千石村	同上
〃 〃	〃 旧尙徳村	〃
〃 十一日	〃 岸本町旧大幡村	〃
〃 十二日	〃 〃 旧幡郷村	〃
〃 〃	〃 〃	〃
〃 十七日	〃 〃 米子南旧春日村	〃

鳥取県告示第四百一七号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

移入禁止区域

島根県

鳥取県告示第四百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、東郷湖周辺土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

就任した役員の名及び住所

理事	松田昌造	東郷町松崎
〃	秋田義治	羽合町久留
〃	益田安藏	東郷町田畑
〃	田中稔満	東郷町宮内
〃	山田伝治郎	東郷町藤津
〃	山田善之助	東郷町中興寺
〃	森柳藏	東郷町引地
〃	山田善次郎	東郷町野花
〃	神波勝衛	東郷町長和田
〃	前田俊治	〃
〃	前田常盛	東郷町門田

理事	平田村藏	東郷町長江
〃	沢信晴	羽合町上浅津
〃	中村武雄	〃
〃	亀谷順吉	〃
〃	中村国清	羽合町下浅津
〃	松本時太郎	羽合町南谷
〃	池本亘	羽合町上橋津
〃	福本梅治	羽合町橋津
〃	中島二郎	羽合町上浅津
〃	河本房治	東郷町中興寺
〃	梅田利康	羽行町上浅津
〃	本多不二雄	羽合町下浅津

鳥取県告示第四百三三号

捕伯郡岸本町丸山小谷益治外十四人の者から申請のあつた丸山土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百四号

西伯郡逢坂村松河原井上節雄外十四人の者から申請のあつた長野土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年十月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百五号

米子市石井恩部寛一外十四人の者から申請のあつた石井土良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第四百六号

西伯郡岩本町吉長金川薫外十四人の者から申請のあつた吉長土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月三十一日認可した。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第一項の説定により、東伯郡赤碕町から町の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適當と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂
一、縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二、縦覧期間

昭和三十一年九月五日から同年九月二十四日まで

三、縦覧の場所

東伯郡赤碕町役場

四、異議の申立

利害関係人において公告にかかると決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年九月四日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高 藏

一、日時 昭和三十一年九月七日午前十一時

一、場所 鳥取県教育委員会会議室

一、議題 1、定例報告

公 告

2、高等学校学区制について
3、高等学校入学選抜学力検査について

昭和三十一年七月二十八日、七月二十九日実施した二級建築士資格試験合格者は次のとおりである。

昭和三十一年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、全科目合格者

米原武彦	龜山和雄	森下晃利
三橋昭	今井久実	国森照章
伊藤紀	奥村操	井上由夫
浜本穂	下田晃	竹内貞造
山本剛	和田仁一	井関賀津幸
中村弘道	池原正雄	古河俊昭
日置道雄	田中政男	中川義之
福田満義	川島明	大呂美知孝

武田仲雄 福田賢一 本庄公男

藤井憲明 絹川通 福井昭昇

藤山達徳 米沢信義 麻木昭夫

今田長一 田上俊一 山根長治

小野重弘 太田幸成 佐伯益治

上坂礼司 原田賢一 先難益榮

足立茂 濱川信行 武田仲造

長衛義雄 福谷久 釜田仲造

門脇雅夫 水田功 石田角治

長屋潤一 森本総 石田角治

平尾俊哉 田中雅隆 磯江勇弘

石賀登 堀尾松治 磯江勇弘

川端輝夫 堀尾松治 磯江勇弘

二、四科目合格者 黒見勝弘

武田博亮 黒見勝弘

三、三科目合格者 岩成勲一

岡崎一清 岩成勲一 田辺克典

岩田弘 佐々木勝美 村山林治

